平成２２年（フ）第２５２５号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目22―11―103
債務者　鈴木　俊則
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５２６号
東京都板橋区中丸町22―２―207
債務者　後藤　貴粋
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５２７号
東京都練馬区西大泉５丁目17―18―101
債務者　新貝　弘志
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５２９号
埼玉県川口市柳崎１丁目13―１―514
債務者　酒井　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５３０号
東京都葛飾区西亀有３丁目40―２―301
債務者　新田　未来
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５３５号
東京都練馬区上石神井１丁目41―３―202
債務者　眞山　　泉
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５３８号
東京都町田市鶴間408―102、住民票上の住所
千葉県船橋市山手３丁目１―21―101
債務者　時枝　真司
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５３９号
神奈川県鎌倉市腰越２丁目16―12―Ｂ
債務者　荒田　美明
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４２号
千葉県市原市山木890―８
債務者　鈴木　正志
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４３号
東京都葛飾区金町３丁目20―10―203
債務者　近藤　　悟
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４５号
千葉県船橋市行田３丁目１―４―505
債務者　中島　光夫
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４６号
千葉県船橋市行田３丁目１―４―505
債務者　中島喜代美
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４７号
東京都東久留米市下里４丁目１―19―501
債務者　横尾　廣幸
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４８号
東京都板橋区双葉町９―５―206
債務者　大向　豊子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５４９号
東京都品川区八潮５丁目８―42―1002
債務者　皆葉　明生
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５５１号
東京都世田谷区若林１丁目３―９―201
債務者　長谷川祥子
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部